

○一関市出会い創出支援事業費補助金交付要綱

平成31年4月1日

告示第125号

改正 令和3年3月31日告示第81号

改正 令和4年3月31日告示第127号

(目的)

第1 結婚を希望する独身男女の結婚を支援するため、企業、団体等（以下「団体等」という。）又は個人が、結婚を希望する独身男女に出会いの機会を提供する事業及び結婚を推進するための事業を実施した場合に、予算の範囲内で一関市補助金交付規則（平成17年一関市規則第52号。以下「規則」という。）及びこの告示により補助金を交付する。

(補助対象者)

第2 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内に主たる事務所を置く団体等又は市内に住所を有する個人であって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 営利を目的として結婚相手紹介業を営むもの
- (2) 市税等に滞納があるもの
- (3) 公益を害するおそれのある活動を行っているもの
- (4) 一関市暴力団排除条例（平成27年一関市条例第38号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第4号に規定する暴力団員等又は暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係が認められるもの
- (5) 前各号に定めるもののほか、補助金の交付を受けることが適当でないと市長が認めるもの

(補助対象事業)

第3 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、市内において行われる独身男女に出会いの場を提供するための交流会、イベント及び結婚を推進するための講演会とし、次の各号の全ての要件を満たす事業とする。

- (1) 18歳以上の独身男女を対象とする事業
- (2) 参加者の総数が10人以上であり、かつその半数以上を市内に居住する者又は市内に

勤務する者とする事業

- (3) 参加者がおおむね男女同数である事業
- (4) 広報活動等を通じて対象者へ広く参加者を募集する事業
- (5) 参加者から参加費を徴収する場合は、事業の趣旨を踏まえ、適正な額を設定する事業
- (6) 公序良俗に反する社会通念上適当でないと認められる内容を含まない事業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助の対象事業としない。

- (1) 宗教活動、政治活動又は選挙活動を目的とする事業
- (2) 営利を目的として行う事業
- (3) 公益を害するおそれのある事業
- (4) 国又は他の地方公共団体の補助制度等から補助金等の交付を受ける事業
- (5) 前各号に定めるもののほか、市長が補助をすることが不相当と認める事業
(補助金の対象経費及び補助金の額)

第4 補助金の額は、補助対象者が行う補助対象事業に参加した18歳以上の独身の参加者の人数に2,000円を乗じた額とし、1事業につき4万円を限度とする。

2 補助金の同一の補助対象者への交付は、1年度につき10万円を限度とする。

(提出書類及び提出期日)

第5 規則に定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表のとおりとする。

(補則)

第6 この告示に定めるほか、必要な事項は、市長が別に定める。

制定文 抄

平成31年4月1日から施行する。

改正文 (令和3年3月31日告示第81号抄)

令和3年4月1日から施行する。なお、この告示の施行の際、この告示による改正前のそれぞれの告示の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

改正文 (令和4年3月31日告示第217号抄)

令和4年4月1日から施行する。

別表（第5関係）

条項	提出書類及び添付書類	様式	提出期日
規則第4条の規定による書類	<p>出会い創出支援事業費補助金交付申請書</p> <p>1 事業計画書</p> <p>2 暴力団排除に関する誓約書</p> <p>3 団体等に関する調書（団体等のみ）</p> <p>4 その他市長が必要と認める書類</p>	<p>第1号</p> <p>第2号</p> <p>第3号</p>	別に定める。
規則第6条第1項第1号、第2号及び第3号の規定による書類	<p>出会い創出支援事業変更（中止）承認申請書</p> <p>1 事業計画書</p> <p>2 その他市長が必要と認める書類</p>	<p>第4号</p> <p>第2号</p>	別に定める。
規則第13条第1項の規定による書類	<p>出会い創出支援事業費補助金交付請求書</p> <p>1 事業報告書</p> <p>2 事業の写真（実施状況のわかるもの及び参加者全員が集合した状態で写るもの）</p> <p>3 事業実施に係るチラシ、ポスター等</p> <p>4 その他市長が必要と認める書類</p>	<p>第5号</p> <p>第6号</p>	別に定める。